

車両系建設機械（解体用）運転技能講習

作業内容

機体重量が3トン以上の車両系建設機械（解体用）で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録教習機関へ直接お問い合わせ下さい。

機 関 名	所 在 地	電話番号 / FAX番号 / ホームページアドレス	登録番号	有効期間の満了日
公 益 社 団 法 人 鹿 児 島 県 労 働 基 準 協 会	〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16	電 話 番 号 099-226-3621 F A X 番 号 099-226-3622 U R L http://www.kakikyo.or.jp/	1-15	R6.3.30
キャタピラー九州株式会社 鹿児島教習センター	〒899-5241 始良市加治木町大字木田2020	電 話 番 号 0995-62-7575 F A X 番 号 0995-62-7580 U R L	20-6	R4.3.25
有限会社 沖永良部自動車学校	〒891-9214 大島郡知名町大字知名2068	電 話 番 号 0997-93-2061 F A X 番 号 0997-93-4551 U R L	26-5	R4.9.3